

確定拠出年金におけるFPの役割を再考する

図表1 各企業年金制度等の概況

	確定給付型		確定拠出型	
	厚生年金基金 (昭和41年創設)	確定給付企業年金 (平成14年創設)	確定拠出年金企業型 (平成13年創設)	中小企業退職金共済 (昭和34年創設)
加入者数	396万人 ※平成25年3月末時点 (平成26年8月1日時点の 現存基金において)	788万人 ※平成26年3月末時点	497.1万人 ※平成26年5月末・速報値	約328万人 ※平成26年5月末時点
件数	509 (基金数) ・単独型+連合型: 58 ・総合型: 451 ※平成26年6月1日現在 9.9万事業所 ※平成25年3月末時点 (平成26年8月1日時点の 現存基金において)	14,147 (件数) ・基金型: 600 ・規約型: 13,547 ※平成26年8月1日時点	4,460 (承認規約数) 18,675 (実施事業主数) ※平成26年6月末時点	361,840社 ※平成26年5月末時点
掛金	基金のルール	基金型: 基金のルール 規約型: 会社のルール	拠出限度額 (月額) ・企業年金なし: 51,000円 ・企業年金あり: 25,500円 ※平成26年10月1日以 降、引き上げられる。	5,000円~30,000円の 16段階。 増額・減額変更可。 掛金の減額には従業 員の同意が必要。
給付時期	・一時金: 退職時 ・年金: 基金のルール	・一時金: 退職時 ・年金: 原則、60~ 65歳の範囲の決め た年齢	原則、60歳以降	退職時

厚生労働省、企業年金連合会、独立行政法人勤労者退職金共済機構の公表資料等に基づき筆者が作成

厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(DC)がある。中小企業向けということでは、退職金の保全という位置づけで設立された中小企業退職金共済が代表的だ。それぞれの企業年金制度の概況は、図表1で示したとおりである。

確定拠出年金(日本版401k)は、2001年10月に、公的年金を補完し、社会環境の変化に対応すべく自己責任を原則とした新しいタイプの年金制度として導入された。企業が掛金を拠出する「企業型」確定拠出年金は、2012年3月末で廃止された適格退職年金など他の制度からの移行を中心に導入する企業が増え続け、現状、加入者数で497万人(平成26年5月末・速報値)、実施事業主数1万8675社(平成26年6月末)となった。

老後の所得保障制度として企業年金の重要度が増す

公的年金の役割が縮減されつつある中、老後の所得保障制度のひとつとして、今後その重要性が高まることは間違いなさだろう。そこで、本稿では、10月からの「掛金の拠出限度額の引上げ」などの改正点も含め、FPとして押さえておきたい確定拠出年金の仕組み、企業型確定拠出年金の導入方法のひとつである「選択制確定拠出年金」などについて触れていくことにする。

積立金が不足し制度の見直しを図る企業も

■各企業年金等の現状
国民年金、厚生年金などの公的年金を補完する企業年金制度には、

CFP®認定者・DCマイスター

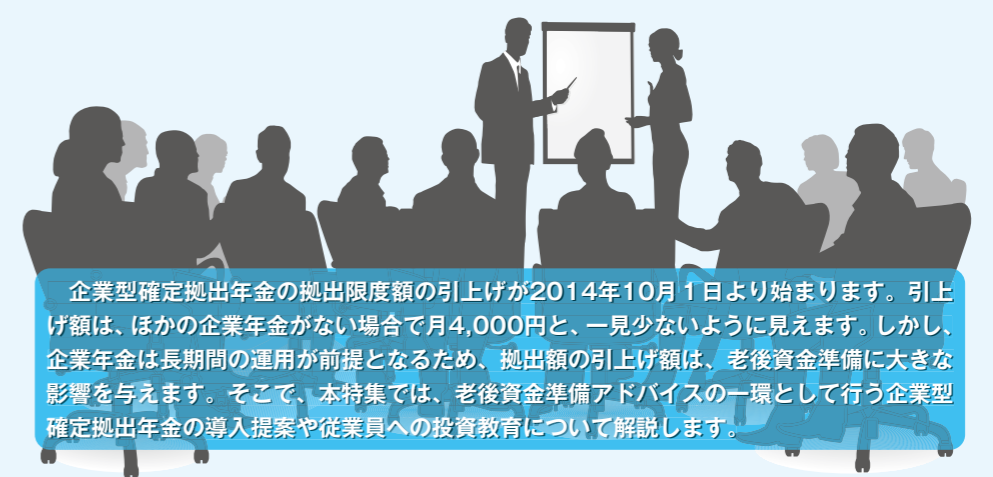
これだけは押さえる 確定拠出年金のキホン

大倉修治

特集 2014年10月1日から拠出限度額引上げ!

確定拠出年金におけるFPの役割を再考する

企業へアプローチするヒントと従業員への投資教育のポイント



企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げが2014年10月1日より始まります。引上げ額は、ほかの企業年金がない場合で月4,000円と、一見少ないように見えます。しかし、企業年金は長期間の運用が前提となるため、拠出額の引上げ額は、老後資金準備に大きな影響を与えます。そこで、本特集では、老後資金準備アドバイスの一環として行う企業型確定拠出年金の導入提案や従業員への投資教育について解説します。

厚生年金基金は、昨年6月に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、今年の4月から、「新設が認められない」「5年間の時限措置として特例解散制度の見直し(代行割れ基金の早期解散)」「上乘せ給付の保全のため、他の企業年金等への移行について特例を設ける」などの改正がなされた。

厚生年金基金の多くが解散に向かうと言われている中、厚生年金基金の加入者には少なからず痛みが伴うことになりそうである。

確定給付企業年金は、2012年3月31日に廃止された適格退職年金の受け皿(移行先)として創設された。確定給付」ということで制度発足時に従業員の同意を得やすいこと、確定拠出年金とは異なり制度移行時に積立不足を引き継げることもあり、多くの大企業で採用されている。

しかし、年金受給権の保護の観点から、年1回の財政検証、5年

に1回の財政再計算を求められ、運用環境が悪化して積立金が不足した際には、企業が穴埋めしなければならぬ。退職給付会計にマインスの影響を及ぼすリスクもあることから、制度の見直しを検討する企業が増えてきている。

これに対して、企業型確定拠出年金であれば、企業は年金資産の財政検証を行う必要はない。ただし、企業は従業員に対して一定の教育(投資教育等)の義務を負うことになる。

中小企業退職金共済は、「いくら掛けたら、いくらもらえる」といったわかりやすさもあり、導入する中小企業が増えてきた。しかし、一昔前と比べると予定運用利回りが低下したこともあり、メリットは薄れているといえる。予定運用利回りが下がると、基本退職金部分の変動するリスクもある。また、従業員が早期に退職した場合などには、掛金総額を下回る金額しか払われないといったデメリットもある。